

1 介護予防訪問サービス(独自)サービスコード表

庄原市の第1号訪問事業(介護予防訪問サービス)の指定を受けた事業所が使用します。

【令和6年4月施行版】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位		
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1)1週に1回程度の場合 1,176単位	1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		日割の場合 ÷ 30.4日	39単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合 2,349単位	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割	日割の場合 ÷ 30.4日		77単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13	(3)1週に2回を超える程度の場合 3,727単位	3,727	1月につき		
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		日割の場合 ÷ 30.4日	123単位	123	1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算 イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1)1週に1回程度の場合	12単位	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1単位	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合	23単位	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位	-1
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位	-1
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事務所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事務所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算		1月につき	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算		1月につき	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算		1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算		1日につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算		1日につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	□ 初回加算	200単位加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ハ 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(I)	100単位加算	100	1月につき	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算(II)	200単位加算	200	1月につき
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ニ 口腔連携強化加算	50単位加算	50	1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ホ 介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 137/1000 加算		1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	ヘ 介護職員等特定処遇改善加算 (1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の 63/1000 加算		1月につき	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の 42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 24/1000 加算		1月につき	

【色分けルール】

- ・水色 → 新設
- ・黄色又は赤字 → 変更
- ・灰色 → 廃止

2 生活援助訪問サービス(基準緩和型)サービスコード表

庄原市の第1号訪問事業(生活援助訪問サービス)の指定を受けた事業所が使用します。

【令和6年4月施行版】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	1121	訪問型独自サービス/211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 941単位	941	1月につき	
A2	2121	訪問型独自サービス/211日割		日割の場合 ÷ 30.4日	31単位	31	1日につき
A2	1221	訪問型独自サービス/212		(2)1週に2回程度の場合 1,880単位		1,880	1月につき
A2	2221	訪問型独自サービス/212日割			日割の場合 ÷ 30.4日	62単位	62
A2	1331	訪問型独自サービス/213		(3)1週に2回を超える程度の場合 2,982単位		2,982	1月につき
A2	2331	訪問型独自サービス/213日割			日割の場合 ÷ 30.4日	99単位	99
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	9単位	-9	1月につき
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1単位	-1	1日につき
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212		(2)1週に2回程度の場合	19単位	-19	1月につき
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1単位	-1	1日につき
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213		(3)1週に2回を超える程度の場合	30単位	-30	1月につき
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1単位	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1		事務所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算		1月につき
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算		1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算		1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算		200単位加算	200	1月につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ハ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ニ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算		1月につき
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	ホ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000 加算		1月につき

3 介護予防通所サービス(独自)サービスコード表

庄原市の第1号通所事業(介護予防通所サービス)の指定を受けた事業所が使用します。

【令和6年4月施行版】

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目	算定単位数	算定単位
A6 1111	通所型独自サービス11	イ	1 1 通所型独自サービス11	事業対象者・要支援1	1,798単位	1月につき
A6 1112	通所型独自サービス11日割			日割りの場合	30.4日 59単位	1日につき
A6 1121	通所型独自サービス12			事業対象者・要支援2	3,621単位	1月につき
A6 1122	通所型独自サービス12日割			日割りの場合	30.4日 119単位	1日につき
A6 C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11		高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1 1 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	事業対象者・要支援1	18 単位減算 -18 1月につき
A6 C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割りの場合	30.4 1 単位減算 -1 1日につき	
A6 C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12			事業対象者・要支援2	36 単位減算 -36 1月につき	
A6 C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割りの場合	30.4 1 単位減算 -1 1日につき	
A6 D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11		業務継続計画未策定減算	イ 1 1 通所型独自業務継続計画未策定減算11	事業対象者・要支援1	18 単位減算 -18 1月につき
A6 D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割りの場合	30.4 1 単位減算 -1 1日につき	
A6 D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12			事業対象者・要支援2	36 単位減算 -36 1月につき	
A6 D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割りの場合	30.4 1 単位減算 -1 1日につき	
A6 8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき
A6 8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算	1日につき
A6 6105	通所型独自サービス同一建物減算1		事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1 1 通所型独自サービス同一建物減算1	事業対象者・要支援1	376 単位減算 -376 1月につき
A6 6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752 単位減算 -752 1月につき	
A6 5612	通所型独自送迎減算		事業所が送迎を行わない場合		47 単位減算 -47 片道につき	
A6 5010	通所型独自生活上グループ活動加算		生活上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算	100 単位加算	100 1月につき
A6 5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算		運動器機能向上加算	運動器機能向上加算	225 単位加算	225
A6 6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算		若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者受入加算	240 単位加算	240
A6 6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算		栄養アセスメント加算	栄養アセスメント加算	50 単位加算	50
A6 5003	通所型独自サービス栄養改善加算		栄養改善加算	栄養改善加算	200 単位加算	200
A6 5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ		口腔機能向上加算	口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位加算	150
A6 5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ			口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位加算	160
A6 6310	通所型独自一体的サービス提供加算		一体的サービス提供加算	一体的サービス提供加算	480 単位加算	480
A6 5006	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ		選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算
A6 5007	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ			(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算
A6 5008	通所型独自複数サービス実施加算Ⅲ			(3) 選択的サービス複数実施加算(Ⅲ)	栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算
A6 5009	通所型独自複数サービス実施加算Ⅳ			(4) 選択的サービス複数実施加算(Ⅳ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算
A6 5005	通所型独自サービス事業所評価加算		事業所評価加算	事業所評価加算	120 単位加算	120
A6 6011	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ		サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88 単位加算
A6 6012	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ			(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2	176 単位加算
A6 6107	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ			(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	72 単位加算
A6 6108	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅳ			(4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ)	事業対象者・要支援2	144 単位加算
A6 6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅴ			(5) サービス提供体制強化加算(Ⅴ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算
A6 6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅵ			(6) サービス提供体制強化加算(Ⅵ)	事業対象者・要支援2	48 単位加算
A6 4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ		生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100 単位加算	100
A6 4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200
A6 4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅲ			(3) 生活機能向上連携加算(Ⅲ)	運動器機能向上加算を算定している場合	100 単位加算
A6 6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ		口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20 単位加算	20 1回につき
A6 6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ			(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5 単位加算	5
A6 6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算		科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算	40 単位加算	40 1月につき
A6 6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ		介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算	
A6 6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算	
A6 6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算	
A6 6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ		介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000 加算	
A6 6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000 加算	
A6 6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算		介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 11/1000 加算	

定員超過の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目	算定単位数	算定単位
A6 8001	通所型独自サービス11・定超	イ	1 1 通所型独自サービス11・定超	事業対象者・要支援1	1,798単位	1月につき
A6 8002	通所型独自サービス11日割・定超			日割りの場合	30.4日 59単位	1日につき
A6 8011	通所型独自サービス12・定超			事業対象者・要支援2	3,621単位	1月につき
A6 8012	通所型独自サービス12日割・定超			日割りの場合	30.4日 119単位	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目	算定単位数	算定単位
A6 9001	通所型独自サービス11・欠	イ	1 1 通所型独自サービス11・欠	事業対象者・要支援1	1,798単位	1月につき
A6 9002	通所型独自サービス11日割・欠			日割りの場合	30.4日 59単位	1日につき
A6 9011	通所型独自サービス12・欠			事業対象者・要支援2	3,621単位	1月につき
A6 9012	通所型独自サービス12日割・欠			日割りの場合	30.4日 119単位	1日につき

4 社会参加通所サービス(基準緩和型)サービスコード表

庄原市の第1号通所事業(社会参加通所サービス)の指定を受けた事業所が使用します。

【令和6年4月施行版】

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位			
A6	1211	通所型独自サービス/211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,438単位	1,439	1月につき			
A6	1212	通所型独自サービス/211日割			日割りの場合 ÷ 30.4日	47単位	47	1日につき		
A6	1221	通所型独自サービス/212		事業対象者・要支援2	2,897単位	2,897	1月につき			
A6	1222	通所型独自サービス/212日割			日割りの場合 ÷ 30.4日	95単位	95	1日につき		
A6	G221	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/211	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	14 単位減算	-14	1月につき		
A6	G222	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/211日割				日割りの場合 ÷ 30.4	1 単位減算	-1	1日につき	
A6	G223	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/212		事業対象者・要支援2	事業対象者・要支援1	29 単位減算	-29	1月につき		
A6	G224	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/212日割				日割りの場合 ÷ 30.4	1 単位減算	-1	1日につき	
A6	D221	通所型独自業務継続計画未策定減算/211	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	14 単位減算	-14	1月につき		
A6	D222	通所型独自業務継続計画未策定減算/211日割				日割りの場合 ÷ 30.4	1 単位減算	-1	1日につき	
A6	D223	通所型独自業務継続計画未策定減算/212		事業対象者・要支援2	事業対象者・要支援1	29 単位減算	-29	1月につき		
A6	D224	通所型独自業務継続計画未策定減算/212日割				日割りの場合 ÷ 30.4	1 単位減算	-1	1日につき	
A6	6125	通所型独自サービス同一建物減算/21	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	300単位減算	-300	1月につき		
A6	6126	通所型独自サービス同一建物減算/22				事業対象者・要支援2	600単位減算	-600	1月につき	
A6	5622	通所型独自送迎減算/2	事業所が送迎を行わない場合			37単位減算	-37	片道につき		
A6	5020	通所型独自生活上グループ活動加算/2	ロ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100	1月につき		
A6	5012	通所型独自サービス運動器機能向上加算/2	ハ 運動器機能向上加算			225単位加算	225			
A6	6120	通所型独自サービス栄養アセスメント加算/2	ハ 栄養アセスメント加算			50単位加算	50			
A6	5013	通所型独自サービス栄養改善加算/2	ニ 栄養改善加算			200単位加算	200			
A6	5014	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ/2	ホ 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)		150単位加算	150			
A6	5021	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ/2		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)		160単位加算	160			
A6	6320	通所型独自一体的サービス提供加算/2	ヘ 一体的サービス提供加算			480単位加算	480			
A6	5016	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ/21	ト 選択のサービス複数実施加算	(1)選択のサービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480			
A6	5017	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ/22				運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480		
A6	5018	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ/23				栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480		
A6	5019	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ/2		(2)選択のサービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700			
A6	5015	通所型独自サービス事業所評価加算/2		チ 事業所評価加算			120単位加算	120		
A6	6021	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/21		ト サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88		
A6	6022	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/21	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)				事業対象者・要支援2	176単位加算	176	
A6	6127	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/21						72単位加算	72	
A6	6128	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/22						144単位加算	144	
A6	6123	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ/21						(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	24単位加算	24
A6	6124	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ/22	事業対象者・要支援2	48単位加算	48					
A6	6210	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ/2	チ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	事業対象者・要支援1	20単位加算	20	1回につき		
A6	6211	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ/2				(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5		
A6	6321	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算/2	リ 科学的介護推進体制加算			40単位加算	40	1月につき		
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ス 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	所定単位数の 59/1000 加算				
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ				(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ				(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算			
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	所定単位数の 12/1000 加算				
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ				(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000 加算			
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算				リ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 11/1000 加算			

定員超過の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
A6	8004	通所型独自サービス/211・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,438単位	1,007	1月につき
A6	8005	通所型独自サービス/211日割・定超			事業対象者・要支援2	47単位	33
A6	8014	通所型独自サービス/212・定超		事業対象者・要支援2	2,896単位	2,027	1月につき
A6	8015	通所型独自サービス/212日割・定超			95単位	67	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
A6	9004	通所型独自サービス/211・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,438単位	1,007	1月につき
A6	9005	通所型独自サービス/211日割・人欠			事業対象者・要支援2	47単位	33
A6	9014	通所型独自サービス/212・人欠		事業対象者・要支援2	2,896単位	2,027	1月につき
A6	9015	通所型独自サービス/212日割・人欠			95単位	67	1日につき

5 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

【令和6年4月施行版】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費		442単位	442	1月につき
AF	2211	介護予防ケアマネジメント高齢者虐待防止未実施減算	事業対象者・要支援1・2・ 要介護1・2・3・4・5	高齢者虐待防止措置未実施減算	438単位	438	
AF	2212	介護予防ケアマネジメント高齢者虐待防止未実施減算・業務継続計画未策定減算		4単位減算	434単位	434	
AF	2213	介護予防ケアマネジメント業務継続計画未策定減算	442単位	業務継続計画未策定減算	4単位減算	438単位	438
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算		300単位加算	300	
AF	6132	委託連携加算	ハ 委託連携加算		300単位加算	300	